**相続人代表者指定届**

**兼現所有者申告書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

（あて先）小矢部市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **相続人代表者兼現所有者代表者****（届出人）** | 住所 | 〒　 　－ |
| ふりがな |  |
| 氏名（名　　称） | 　 |
| 個人（法人）番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 生年月日 | 　　年　　月　　日 | 性別 | 男・女 |
| 電話番号 |  |
| 被相続人との関係　　　配偶者 ・ 子 ・ その他( ) |

地方税法第９条の２第１項の規定による、被相続人にかかる徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者について届け出ます。また、小矢部市税条例第81条の３の規定に基づき、地方税法第384条の３に規定する「現所有者」について申告します。

なお、この内容について問題が生じた場合には、当方において解決します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **被相続人** | 亡くなった方の氏名 | 亡くなった方の住所 | 死亡年月日 |
|  | 〒　 　－　　　　　　□申請者と同じ | 年　　月　　日 |
| **相続人兼現所有者（代表者を除く）** | 氏　　　名 | 住　　　　　　所 | 被相続人との関係 |
|  | 〒　 　－　　　　　　□申請者と同じ | 配偶者　・　子その他（　　　　） |
|  | 〒　 　－　　　　　　□申請者と同じ | 配偶者　・　子その他（　　　　） |
|  | 〒　 　－　　　　　　□申請者と同じ | 配偶者　・　子その他（　　　　） |
|  | 〒　 　－　　　　　　□申請者と同じ | 配偶者　・　子その他（　　　　） |

※相続人本人の署名が困難な場合、相続人本人の了承があれば代筆でも構いません。

※相続放棄をした場合には、「相続放棄受理通知書」の写しを必ずご提出ください。

※この届出書は、相続財産上の権利義務とは関係ありません。

|  |  |
| --- | --- |
| 市確認欄 | 入力 |

・物件の明細

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **該当固定資産** | 土地 | 所在地 | 地番 | 地目 | 地積（㎡） |
| 家屋 | 所在地 | 家屋番号 | 用途・構造 | 床面積（㎡） |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

・共有で上記物件を所有する場合に記入してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **申告者以外の現所有者** | 氏名 | 住所 | 持分 |
|  | 〒　 　－ | ／ |
|  | 〒　 　－ | ／ |
|  | 〒　 　－ | ／ |

該当する番号に○印をしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| **相続登記の状況について** | １　相続登記は　完了しています。２　相続登記は　　　　年　　月頃までに完了する予定です。３　相続登記は　当面予定ありません。 |
| **遺産分割協議書・遺言書などについて** | １　あり＜遺産分割協議書、又は遺言証書「公正証書」の写しを添付して下さい＞２　なし |

※相続登記とこの届出が両方なされた場合は、相続登記が優先されます

**地方税法抜粋**

**（相続人からの徴収の手続）**

**第九条の二**

納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第十三条を除く。）においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

**第三百八十四条の三**

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登記がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知った日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる。